

2021 年（令和 3 年）10 月

ナショナル・ジャッジ
／ナショナル・アンパイア 各位

（公財）日本セーリング連盟
ルール委員会

NJ・NU 資格の新規・更新認定要件緩和の追加措置について

平素よりセーリング競技の普及にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、表題の件について、COVID-19 の影響に鑑み、NJ・NU 規程第 5 条のただし書き、第 11 条のただし書き、および第 12 条(7)に基づいて、2020 年 12 月 8 日付けルール委員会公示「2021 年 NJ・NU 資格の新規・更新認定要件の緩和措置」により、NJ・NU 資格の新規および更新の認定要件を緩和しているところですが、2021 年以降も依然として大会の開催が少なく、「審判実務経験」および「セーリング実績」の認定要件を満たすことが困難な状況が続いていることから、認定要件緩和の追加措置を検討しております。

追加措置については、下記の通り案を示しますが、皆様からのご要望などを考慮した上で 2021 年 12 月上旬までに決定すべく考えております。

つきましては、内容に関する ご意見やご質問がありましたら、11 月末日までに下記問い合わせ先にお寄せいただきますようお願い申し上げます。

記

1 2021 年 更新認定要件緩和の追加措置(案)

- (1) 2021 年の RRS 改定に伴う NJ・NU 更新講習の受講申込者のうち、「審判実務経験」および「セーリング実績」の更新認定要件を満たさず資格期間の 1 年間の延長が認められた者について、資格期間を 表 1 の通り再延長する。

表 1 2021 年更新における資格期間の延長

	資格種別	現行の緩和措置	追加の緩和措置
資格期間	NJ (A 級)	2021 年 6 月末日までの資格期間を 1 年間延長し、2022 年 6 月末日までとする。	2021 年 6 月末日までの資格期間を 2 年間 延長し、 2023 年 6 月 末日までとする。
	NJ (B 級)		
	NU		

- (2) 資格期間の延長が認められた NJ・NU が、延長された期間中に満たすべき更新認定要件を[表 2](#) の通り緩和する。なお、更新後の新たな資格期間は、2025 年 6 月末日までとする。

[表 2 2021 年更新における資格延長期間中に満たすべき更新認定要件](#)

	資格種別	現行の緩和措置	追加の緩和措置
審判実務経験	NJ (A 級)	過去 2 年間に 3 回以上、または、過去 3 年間に 5 回以上	過去 2 年間に 3 回以上、または、過去 <u>4 年間</u> に 5 回以上
	NJ (B 級)	過去 2 年間に 2 回以上、または、過去 3 年間に 3 回以上	過去 2 年間に 2 回以上、または、過去 <u>4 年間</u> に 3 回以上
	NU	過去 2 年間に 2 回以上、または、過去 3 年間に 3 回以上	過去 2 年間に 2 回以上、または、過去 <u>4 年間</u> に 3 回以上
グセーリング実績	NJ (A 級)	過去 2 年間に 1 回以上、または、過去 3 年間に 2 回以上	過去 2 年間に 1 回以上、または、過去 <u>4 年間</u> に 2 回以上
	NJ (B 級)		
	NU		

- (3) 資格期間が延長されるためには、「審判実務経験」および「セーリング実績」以外のすべての要件を満たしている必要がある。ただし、これらの要件についても、NJ・NU 規程第 12 条 (7) の例外が適用される場合がある。

2 新規認定要件緩和の追加措置(案)

- (1) NJ・NU の新規認定要件を[表 3](#) の通り緩和する。既に資格を有すると認定された NJ・NU の更新とは異なり、相応しい NJ・NU を認定するために必要な要件として、「審判実務経験」および「セーリング実績」の回数を減免することはできないが、COVID-19 の影響により失われた期間を考慮して、「審判実務経験」および「セーリング実績」の要件を満たすべき期間を 4 年間に延長する。
- (2) COVID-19 の影響前に「審判実務経験」および「セーリング実績」を積んでいなかった者が、2022 年に新たに資格取得に挑戦しようとする場合、2020 年・2021 年に新規認定要件を満たす機会が失われていることから、認定講習の受講および認定試験の合格の有効期間を 2 年間とする。
- (3) 当該新規認定要件の緩和措置は、2023 年 3 月末日までに認定講習を受講し、かつ認定試験に合格した者に適用する。

表3 新規認定要件の緩和措置

	資格種別	緩和前の認定要件	現行の緩和措置	追加の緩和措置
審判実務経験	NJ (A 級)	過去 2 年間に 5 回以上	過去 3 年間に 5 回以上	過去 <u>4 年間</u> に 5 回以上
	NJ (B 級)	過去 2 年間に 3 回以上 (運営・ジャッジ補助等の経験を含めてもよい)	過去 3 年間に 3 回以上 (運営・ジャッジ補助等の経験を含めてもよい)	過去 <u>4 年間</u> に 3 回以上 (運営・ジャッジ補助等の経験を含めてもよい)
	NU	過去 2 年間に 5 回以上	過去 3 年間に 5 回以上	過去 <u>4 年間</u> に 5 回以上
グセー 実績ー リン	NJ (A 級)	過去 2 年間に 5 回以上	過去 3 年間に 5 回以上	過去 <u>4 年間</u> に 5 回以上
	NJ (B 級)			
	NU			
効試験 期間合 格有	NJ (A 級)	1 年間。ただし、認定時と同じ版の RRS である場合に限る。	2 年間。ただし、認定時と同じ版の RRS である場合に限る。	2 年間。ただし、認定時と同じ版の RRS である場合に限る。
	NJ (B 級)			
	NU			

3 2025 年 更新認定要件緩和の追加措置(案)

現在資格を有する NJ・NU の資格期間は、2022 年 6 月末日までの資格の期間延長が認められている者を除き、2025 年 6 月末日までである。この期日までに満たすべき更新認定要件を表4の通り緩和する。

表4 2025 年更新認定要件の緩和措置

	資格種別	緩和前の認定要件	現行の緩和措置	追加の緩和措置
審判実務経験	NJ (A 級)	毎年 2 回以上、または、過去 2 年間に 5 回以上	緩和措置なし	<u>2021 年を除く</u> 毎年 2 回以上、または、過去 2 年間に 5 回以上
	NJ (B 級)	毎年 1 回以上、または、過去 2 年間に 3 回以上	緩和措置なし	<u>2021 年を除く</u> 毎年 1 回以上、または、過去 2 年間に 3 回以上
	NU	毎年 1 回以上、または、過去 2 年間に 3 回以上	緩和措置なし	<u>2021 年を除く</u> 毎年 1 回以上、または、過去 2 年間に 3 回以上

4 本件に関する問い合わせ先

(公財) 日本セーリング連盟
ルール委員会：rule@jsaf.or.jp

以上